

第74回 高田警察署協議会

開催日時	令和8年2月26日(木) 午後1時30分から午後2時30分(60分)	
開催場所	奈良県高田警察署 4階研修場	
	委員 (定数15名)	渡邊会長 藤井副会長 井田副会長 阪本委員 吉村委員 杉田委員 岡野委員 鍵本委員 村井委員 椿委員 熊谷委員 中川委員 以上12名
	警察署	署長 副署長 会計官 分庁舎所長 警務課長 留置管理課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広報相談係長 以上12名
議事概要	<p>1 会長挨拶 前回の協議会では、諮問事項「警察からの情報発信の方法について」に関して、各委員から様々な意見があった。これらの意見は、今後の高田警察署の業務に反映されることを期待している。 今回の諮問テーマは、「自転車利用者のマナー向上方策について」である。委員の皆様には、前回に引き続き、積極的かつ建設的な意見をお願いする。</p> <p>2 署長挨拶 本年の奈良県警察運営指針は、 「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現 ～県民とともにある強くしなやかな警察～」 である。高田署においても、昨年に引き続き署員一丸となって、「日本一安全で安心して暮らせる奈良県、高田、葛城、御所」を目指して頑張っていくので、よろしく願います。 前回の協議会では「警察からの情報発信の方法について」との諮問に関し、貴重なご意見を多く賜うことができ、お礼申し上げます。 今回の諮問事項は「自転車利用者のマナー向上方策について」であるが、これに加えて、高田警察署の業務運営に関しても忌憚ないご意見を賜りたいと考えている。よろしく願い申し上げます。</p> <p>3 議事 (1) 前回(第73回)の諮問事項「警察からの情報発信の方法について」への答申に対する高田警察署の取り組み結果について ア 地域課による取り組み結果 ① 「交番だより」による情報発信について 文字ばかりでは読みにくいことから、伝えたい項目を限定し、可能な限り文字を大きくした。また、イラストを入れるなどして、少しでも読みやすく、かつ読みたいと思っていただけるよう工夫して作成した。 今年1月から、県警ホームページ上で高田警察署の各交番だよりを掲載し、カラーで閲覧できるようにした。ホームページに掲載することにより、当月内はいつでも閲覧していただくことが可能である。 さらに、年間を通じて閲覧できる「高田警察署ニュース」も掲載し、地域住民に継続的な情報提供を行っている。</p> <p> イ 生活安全課による取り組み結果 ① 高齢の方への情報発信及び防犯啓発セミナーへの参加</p>	

大和高田市、葛城市、御所市が主催するケアマネージャー研修会等に参加し、ソーシャルワーカーとして稼働するケアマネージャーや介護関連の事業者に対して奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」の普及を図り、ご高齢の方への情報浸透を促進する施策を実施した。また、大和高田市、葛城市においては、消費問題啓発セミナーにおいて、特殊詐欺被害について防犯講習を行うとともに、「ナポリス」の普及促進を図った。

② SNSを活用した情報発信

管内3市の行政LINEに、毎月「高田警察署ニュース」を掲載することで、登録者が受動的に情報を受け取ることができるシステムを構築した。

○ 大和高田市、御所市：毎月月初に行政LINEで配信。

○ 葛城市：年4回、不定期で配信予定。

③ 奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」の普及促進

広報啓発活動や防犯講習などの機会を活用して、「ナポリス」の周知活動を実施した。令和8年度は、新入学（入園）の機会を捉え、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校の保護者に対し、教育委員会や子ども家庭課を通じて周知していく予定。

④ その他の取り組み

昨年、県警察として「ヤクルト」「マクドナルド」などとタイアップして「ナポリス」を普及させた。本年も同様に企業や飲食店とタイアップし、県民に「安全・安心に暮らせるための情報」を継続して伝える取り組みを行う。

(2) 諮問事項「自転車利用者のマナー向上方策について」に対する答申

○ 自転車の交通ルール（乗り方や左側通行等）、危険行為（ながらスマホ等）、保険加入、点検整備の重要性について、家族で話し合うよう呼びかけることが必要である。

○ 左側通行のルールについて、自転車利用者に周知を図る。特に、保護者や学校を通じて子供に教養していくことが重要である。また、車道通行を促す道路標示や標識を設置する等、ハード面の改善も検討する必要がある。

○ 地元の祭りやイベントの機会に、自転車利用に関する声かけや啓発活動を実施する。

○ 保育園や幼稚園、小学校で親子向け広報啓発活動を実施する。

○ 小学生、中学生に対して自転車の交通安全教室を継続的に実施する。

○ 中学生、高校生に対して交通違反に関する周知を行う。

○ 交通ルールを学ぶ機会がないまま自転車に乗り始める人が多数であることから、交通安全に対する意識が薄いと思われる。学校での交通安全教室を継続的に実施するとともに、通学路など身近な場所で交通ルールを教えることが重要である。

○ 超高齢化社会が迫っている中、今後は高齢者が関係する交通事故がさらに増加することが懸念される。このような社会的背景を踏まえて広く説明することで、地域住民の交通安全に対する理解を深めることができると考えられる。

○ 繰り返し啓発活動に力を入れることが重要。（自治会、各学校、PTA、その他各種団体等）

○ 取り締まりは、交通事故を減らし、命と安全を守るための取り組みであることを周知し、理解を求めることが重要である。学校、地域の集まり、駐輪場、商業施設、公共施設等において、声かけ、ポスター掲示、交通安全教室を実施するとともに、反則金制度についても周知する。

○ 右左折時の手信号による合図や自転車利用者が守るべきルール、罰則等について周知することが必要である。

○ 周知方法については、折り込みチラシも有効な方法であると考えられる。

○ 運転免許を持たない高齢者、特に女性に対して交通ルールや標識等を学ぶ機会をもうけることが望ましい。市内全体で自転車講習の実施や、民生委員、老人会、老人クラブ単位での講習会の開催、さらにはスタントマンを活用した交通安全教室を実施することも有効である。

(3) 交通課長からの説明

自転車の一定の交通違反に、交通反則通告制度、いわゆる「青切符」を導入すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が、令和8年4月1日から施行される。令和7年中における県内全体の交通事故のうち、自転車が関係する交通事故は3,459件で、高田署管内における自転車が関係する交通事故に関しては413件、平均すると1日に1件以上当署管内で発生している（いずれも概数）。

4月から始まる自転車の青切符制度は、違反を確認すれば即座に青切符で検挙するというものではなく、原則として違反態様が悪質・危険なもの等が検挙の対象となる。その場で警察官の指導警告に従った場合は、即検挙するものではない。

高田警察署管内には、自転車指導啓発重点地区として、JR高田駅東側周辺が指定され、また自転車指導啓発重点路線として、大中公園の高田川西側堤防沿い有井橋から高田市民病院付近までが指定されている。

また、毎月22日は自転車街頭指導啓発デーとなっており、JR高田駅周辺などにおいて自転車利用者に対して啓発を行うとともに、学校における交通安全教室における啓発活動や、市民から寄せられる要望意見に基づいての指導取締りを行うなどの取り締まり活動を実施している。

高田警察署としては、自転車利用者のマナー向上方策について、各委員から頂いた貴重なご意見を取り入れ、自転車マナー向上に向けて取り組んでいく考えである。

4 委員からの質疑

(1) 被害届が不受理となることはあるのか。

被害届を受理する際の流れや、恣意的に不受理とする事は無い旨を説明。(刑事課長)

(2) 拾得物受理時における警察の対応について

一般的に、拾得物の量や内容によって取り扱いに差があることはなく、拾得者の意向をよく聞いた上で対応を行っていく旨を説明。

5 令和7年12月末までの主な業務推進結果と今後の取組方針について

各課の幹部が、事前に配付した資料に基づき個々に発表

6 警察署協議会の議事録

当警察署協議会の議事録は、「個人のプライバシーに関する事項及び協議会の議決により公表しないと決定した事項を除いたもの」を作成して閲覧に供することと、全会一致で了承された。

7 次回の協議会日程

次回の協議会は令和8年6月頃を予定している。